

令和7年度

帯広市太陽光発電システム

導入資金貸付制度

申請ガイド



申請書類は、帯広市のホームページにてダウンロードしていただくことができます。

<https://www.city.obihiro.hokkaido.jp/>

帯広市ホームページトップページより

太陽光 貸付

検索



貸付制度概要

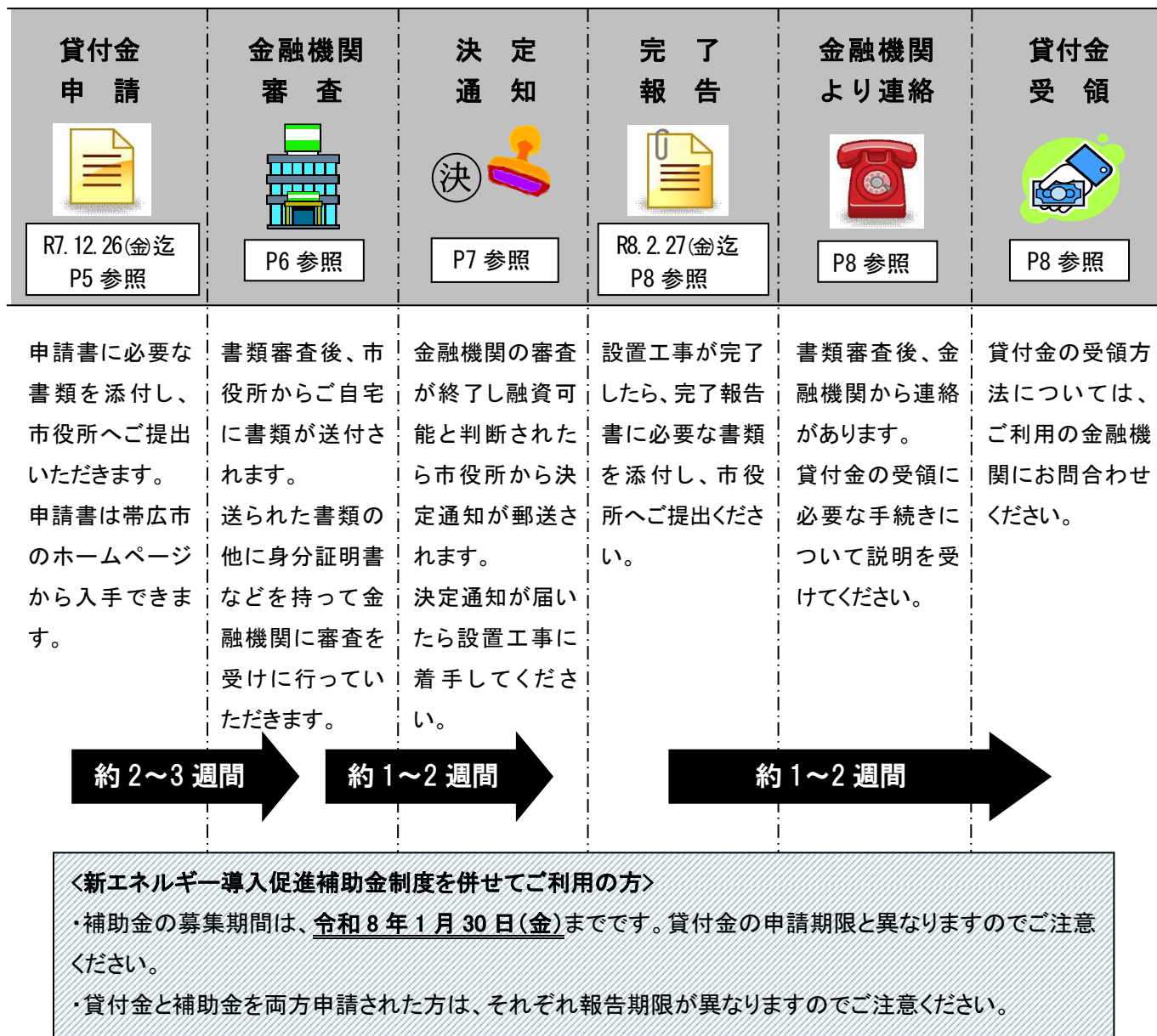
帯広市では、ご家庭に太陽光発電システムを導入される方に対し、次のとおり貸付の斡旋をしています。
事前に全ての項目をご確認ください。

1 貸付制度名	帯広市太陽光発電システム導入資金貸付
2 募集期間	令和7年4月1日(火) ～ 令和7年12月26日(金) ※申請は工事着手前に行ってください。 ※工事着手後の申請、または、あっせん決定通知交付前に着工された場合は、貸付の対象外となります。 ※新エネルギー導入促進補助金制度と募集期間が異なります。 ※受付は先着順とし、予算がなくなり次第終了します。
3 募集件数	7件
4 対象設備	太陽光発電システム
5 対象機器	次の条件を全て満たすもの ・太陽電池モジュールの最大出力又はパワーコンディショナの定格出力のいずれか小さい方の値が10kW未満 ・低圧配電線と逆潮流有りで連携し、電力会社と電力受給契約を締結できる ・未使用品である ※<u>定置型蓄電池は対象となりません</u>
6 対象者	帯広市内に居住、または居住予定の個人の方で次の条件を全て満たす方 ① 市税を滞納していない(※1) ② 自らも含め同一世帯内に、当資金の貸付を受けた者がいない(※2) ③ 令和8年2月27日(金)までに完了報告ができる(※3) ④ 18歳以上の方 ⑤ 貸付を受けた資金の償還について十分な返済能力を有する方 ⑥ 取扱金融機関の指定する保証機関が定める保証対象要件を満たす方 ⑦ おひさまソーラーネット帯広(※4)に入会できる ⑧ 帯広市暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団員に該当しない方 ※1 分納を履行中の方は、対象になる場合がありますのでご相談ください。 ※2 帯広市の貸付を受けないで設置した太陽光発電システムに増設する場合は、新しく設置する出力との合計が10kW未満であれば対象になります。 ※3 <u>新エネルギー導入促進補助金制度と報告締切日が異なります。ご注意ください。</u> ※4 おひさまソーラーネット帯広については、11ページ「よくある質問」をご覧ください。

7 対象経費	以下の経費が対象になります。 ご不明な場合はお問い合わせください。 ○太陽電池モジュール ○架台 ○接続箱 ○直流側開閉器 ○パワーコンディショナ ○交流側開閉器 ○余剰電力販売用電力量計 ○配線器具 ○電力モニター ○設置工事費
8 貸付限度額	上限1,700,000円（1万円単位）
9 償還期間	10年以内 ※取扱金融機関によっては10年より短い場合もあります。
10 利率	無利子
11 保証料	自己負担（保証料の額については、取扱金融機関にご確認ください。）
12 償還方法	元金均等毎月償還方式
13 取扱金融機関	下記の金融機関のうち、帯広市内の本店および支店 ○帯広信用金庫 ○十勝信用組合 ○北海道労働金庫 ○北見信用金庫 ○帯広市川西農業協同組合 ○帯広大正農業協同組合 ○北洋銀行 ※令和7年4月1日現在

手続きの流れ

申込み、設置工事、貸付金受領の流れをご確認ください。



POINT

- 各手続き方法の詳細は、次ページ以降をご覧ください。
- 申請から金融機関による審査までの期間、決定通知、貸付金受領の所要期間は目安です。申請状況等によって異なる場合がありますので予めご了承ください。
- 既に設置済みの設備、もしくは決定通知の交付前に設置工事に着手してしまった場合は、貸付の対象外となります。
- 申請内容に変更が生じた場合は、工事着手前までに「計画変更承認申請書」を提出してください。
- 貸付申請書、完了報告書の記載方法に関しては記載例をご覧ください。記載例はホームページよりダウンロードいただけます。郵送をご希望される場合は、環境課までお問合わせください。



貸付金申請

貸付申請書に必要な書類を添付し、環境課へご提出いただきます。提出書類の不足、申請書の記載間違いなど書類の不備がないよう、今一度ご確認のうえご提出ください。提出前にコピーをとり、申請者用の控えとして必ず保管してください。

なお、補助金と同時申請の場合は②～⑥の書類を省略することができます。

各種関係法令を遵守し、別紙「太陽光発電システムの設置を検討されている皆様へ」をご確認のうえ、申請してください。

提出する市の様式類は署名した場合、押印を省略できます。記名の場合、押印をお願いいたします。押印する場合、シャチハタ以外の印鑑をご用意ください。（以後の書類に記名押印する場合は、全て同じ印鑑を押印ください。）

提出書類

☒ ①帯広市太陽光発電システム導入資金貸付申請書(様式1)

記載方法については記載例をご覧ください。記載例はホームページよりダウンロードいただけます。

 ホームページからダウンロード可

☒ ②工事請負契約書の写し

☒ ③位置図

設置建物の所在地が確認できる位置図(地図)。

☒ ④市税を滞納していないことを証する書類

ア～イのどちらか(ウの場合は書類提出の必要はありません。)

ア 市民税課(帯広市役所 2F)で発行している完納証明書(300 円)

イ 帯広市が指定する納税状況確認用の承諾書(無料)

 ホームページからダウンロード可

ウ 申請書(様式1)「3設備の状態・過去の貸付金受給等」で市が個人情報の取得をすることに同意された場合
不要

※市外にお住まいの方についても帯広市に資産を所有している場合などで、帯広市から課税されている可能性がございます。市外にお住まいの方も同じものを提出願います。

☒ ⑤設置承諾書

 ホームページからダウンロード可

設置する建物(野立ての場合は土地)の所有者が申請者と異なる場合や共有名義の場合は、全員の設置承諾が必要になります。承諾書は帯広市のホームページよりダウンロードできますが、全員の署名、設置を認める文言、建物の所在地が記載されていれば様式は問いません。所有者が申請者単独の場合は不要です。

☒ ⑥設備の形状・仕様を明記したカタログ または 仕様書

カタログ、仕様書に以下の点が記載されていることをご確認ください。

・太陽電池モジュール、パワーコンディショナの仕様が確認できるもの。

・太陽電池モジュールの公称最大出力、パワーコンディショナの定格出力が確認できるもの。

※カタログで確認できない場合、販売店・メーカーから確認できる仕様書を取り寄せてください。



金融機関審査

帯広市による 1 次審査が終わり次第、金融機関による 2 次審査を受けていただきます。申請者のご自宅へ帯広市から書類が送付されますので金融機関へご持参いただき 2 次審査を受けてください。

なお、2 次審査には帯広市から送付される書類のほか、身分証明書、源泉徴収票などが必要になりますのでご自身でご用意ください。

金融機関にご持参いただく書類

①～⑤は取扱金融機関における 2 次審査で一般的に提出を求められる書類です。

取扱金融機関またはお客様ごとに必要書類が異なる場合があります。詳しくは取扱金融機関に直接お問い合わせください。

☒ ①帯広市から郵送された書類

帯広市の 1 次審査終了後に申請者のご自宅に送付します。

内容は、受付済みの申請書類一式のコピーです。

☒ ②身分証明書(運転免許証・健康保険証など)

☒ ③印鑑

☒ ④源泉徴収票または給与証明書

自営業の方は、税務署が発行する納税証明書(その2)または確定申告書の写し(受付印のあるもの)。

☒ ⑤土地建物の登記事項証明書

取扱金融機関

2 次審査の金融機関は申請書にご記載いただいた金融機関となりますが、2 次審査前に変更される場合は帯広市環境課までご連絡ください。

取扱金融機関については、令和 7 年 4 月 1 日現在以下のとおりです。

○帯広信用金庫

○十勝信用組合

○北海道労働金庫

○北見信用金庫

○帯広市川西農業協同組合

○帯広大正農業協同組合

○北洋銀行

決定通知

金融機関の2次審査が終わり次第貸付を仮決定し、帯広市より融資あっせんの決定通知書を郵送します。
決定通知書は2次審査から約1～2週間ほどでご自宅へ郵送します。(申請時期、書類不備などによって異なる場合があります。)

決定通知書が届いたら、施工業者にご連絡いただき設置工事を開始してください。

必ず決定通知書が届いてから工事に着手してください。

決定通知書の発行前に工事に着手した場合は、事前着工となり貸付の対象外となります。

補助金を同時に申し込まれた方は、補助金の決定通知書と貸付のあっせん決定通知書は同時に送付しますのでご承知をお願いします。

変更承認申請

申請内容に変更が生じたときは、変更承認申請書を提出し、変更の承認を受けなければなりません。

工事着手前にあらかじめ承認を受ける必要があります。

変更承認申請が必要なケース

- 対象経費等が増減したため、貸付金額を変更したい
- 貸付金額は変わらないが、対象経費が3割以上増減した

※上記以外でも申請内容に変更が生じた際は環境課までお問い合わせください。

提出書類

☒ ①帯広市太陽光発電システム導入資金貸付計画変更承認申請書(様式4)

 ホームページからダウンロード可

提出する市の様式類は署名した場合、押印を省略できます。記名の場合、押印をお願いいたします。ただし、提出済の貸付申請書(様式1)に押印し、本計画変更承認申請書に記名押印する場合は、必ず同じご印鑑を押印してください。

☒ ②変更後の工事請負契約書の写し

契約内容に変更がない場合は提出不要です。

☒ ③変更後の機器の仕様が記載されたカタログ、仕様書など

変更後の設備の仕様が確認できるカタログ、仕様書を提出してください。
設置機器に変更がない場合は提出不要です。

☒ ④変更後の対象経費を記載した貸付申請書(様式1)の「4貸付金対象経費・貸付金申請額」のページ

変更後の対象経費を確認するため、貸付申請書(様式1)の「4貸付金対象経費・貸付金申請額」のページ(2ページ目)を提出してください。
貸付金対象経費に変更がない場合は提出不要です。

変更承認申請は工事着手前までに提出して変更の承認を受けてください。



完了報告

設置工事が完了したら、設置完了報告書に必要な書類を添付し、速やかに環境課へご提出いただきます。
提出書類の不足、報告書の記載間違い、印鑑の押印間違いなど書類の不備がないよう、今一度ご確認のうえ
ご提出ください。提出前にコピーをとり、申請者用の控えとして必ず保管してください。
なお、補助金と同時報告の場合は②～④の書類を省略することができます。

完了報告時点で「帯広市に住民登録があること」及び「対象機器を設置する住所に転居していること」が貸付金
の受領条件ですので、**完了報告は転入・転居届けの手続き後にご提出ください。**

完了報告書には住民票に登録された住所をご記入ください。

「住民票」を添付する必要はありません。

**提出する市の様式類は署名した場合、押印を省略できます。記名の場合、押印をお願いいたします。ただし、
提出済の貸付金申請書(様式1)に押印し、本設置完了報告書に記名押印する場合は、必ず同じご印鑑を押印
してください。**

提出書類

☑ ①帯広市太陽光発電システム導入資金貸付対象設備設置完了報告書(様式7)

必ず貸付申請書と同じご印鑑を押印してください。

住民票に登録された住所をご記入ください。(転入・転居の手続きを行った場合は、新住所になります。)

ホームページからダウンロード可

☑ ②設備の設置状況を示すカラー写真

以下の写真すべてが必要です。

- 太陽電池モジュール全て(枚数が確認できること) ○パワーコンディショナ
- 設置建物全景(太陽電池モジュールが写っていること)
- 接続箱、直流側開閉器(パワーコンディショナ等に内蔵されている場合は不要)

☑ ③電力受給に関する契約 及び 受給開始が確認できる書類の写し

電力会社より送付される最大受電電力および受給開始日が確認できる書類をご提出ください。

詳しくは、P11「よくある質問」参照

☑ ④おひさまソーラーネット帯広入会申込書

制度内容をご理解いただいたうえで、申込書上部の「同意」にチェックを入れ、必要事項を記載してご提出ください。(制度内容については、P11「よくある質問」参照)

ホームページからダウンロード可



金融機関から連絡



貸付金受領

設置完了報告書の書類審査が終わり次第、金融機関から申請者の方へ連絡がありますので貸付金の受領に
必要な手続きについて説明を受けてください。

2次審査の際に仮契約を行い、この時点で本契約するケースが一般的です。

貸付金の受領方法については、取扱金融機関により異なりますので、連絡があった際または本契約の際に金融機
関にお問合わせください。

注 意 事 項

貸付金の申込みにあたり間違いやすいポイントやその他の注意事項をご紹介します。

必ずお読みいただき、円滑な手続きにご協力ください。

はじめに

□貸付内容、手続き方法、注意事項等、必ず全ての項目をご理解のうえ申請を行ってください。

□代理手続をされる方は、事前に申請者へ制度の説明を十分に行ってください。

□虚偽の申請または不正な手段により貸付金を受領した場合は、当該貸付金の決定を取り消すほか、元金を繰り上げ償還していただく場合があります。

書類作成のご注意

○貸付申請書、完了報告書にシャチハタ、修正液、修正テープ、消せるボールペンはご使用いただけません。訂正の際は、二重線を引き申請書と同じ訂正印を押印してください。

○帯広市が指定する以外の様式(独自に作成されたもの、拡大・縮小したもの、段がずれているもの含む)での提出は受け付けられません。

○手続きを代行される場合、「高・高」「齊・齋」などの似た漢字の誤りや、書類の転用による氏名・金額等の直し忘れが多く見られます。ご提出前に再度ご確認ください。

○提出する市の様式類は署名した場合、押印を省略できます。記名の場合は、押印をお願いいたします。(市の様式類に押印する場合は、全て同じ印鑑を押印ください。)

貸付申請のご注意

○申込み受付は先着順で行います。予算額に達した場合は募集期限を待たず締め切れる場合があります。

○申請書類が全て揃わなければ受付できません。書類の修正中、差し替え中の方に対する予約または電話でのご連絡は行っておりません。

○代行業者から2件以上の申請を同時にご提出いただく際、設備の形状・仕様を明記したカタログまたは仕様書を1部しかご用意いただけないケースが見受けられますが、申請1件につき1部ご用意ください。(白黒コピー可)

設置に関わるご注意

○事前着工は当貸付金の交付対象外となります。“工事に入る際は決定通知書の到着を確認する”、“決定通知書が未到着の場合は工事を待ってもらう”など申請者と業者間で連絡を取り合ってください。

○都市計画法、建築基準法等の各種法令に違反する設備の設置は対象となりません。

○各種法令やガイドライン等を遵守し、近隣住民とのトラブルを招かないよう配慮のうえ、設置してください。

○設備設置の際には、騒音等の近隣トラブルが起きないように、ご配慮願います。

完了報告のご注意

- 電力会社からの送付書類等の添付書類が全て揃わなければ受付できません。
- 完了報告時の写真については、鮮明な写真のご提出にご協力ください。太陽電池モジュールの枚数を確認する必要があります。見切れたり、物で隠れたりしないようにしてください。写真が数枚に分かれても問題ありません。
- 完了報告書の提出期限を延長することはできません。機器の納品、天候の悪化等によるスケジュールの遅延も予想されます。工期には余裕を持って申請してください。
- 完了報告書の提出期限直前の帯広市からのご連絡は行っておりません。申請者または代行者によるスケジュール管理のもと期限までにご提出願います。

機器の適正管理

- 機器の設置後、法定耐用年数以内は適切に維持管理しなければなりません。耐用年数以内の売却、譲渡、貸与、廃棄は貸付元金の繰上返還が必要となる場合がありますので事前にご相談ください。

～トラブルにあわないために～

太陽光発電システムの導入に関するトラブルが全国で増加しています。トラブルにあわないためには事前に情報収集する、2社以上の見積りを取得する、契約内容を理解する、保証内容を確認するなど自身が関心を持つことが重要です。困ったことがあれば、下記の専門機関へ相談してみましょう。

- | | | |
|-----------------------|-----|------------------|
| ■一般社団法人 太陽光発電協会(JPEA) | 東京都 | Tel 0570-003-045 |
| ■帯広市消費生活アドバイスセンター | 帯広市 | Tel 0155-22-8393 |

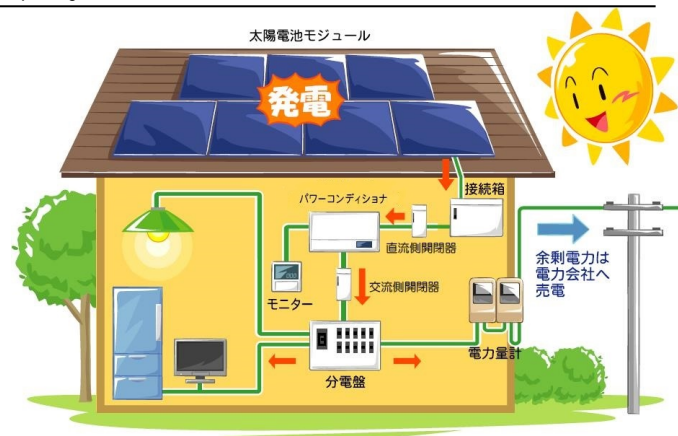
よくある質問

Q 対象経費に記載されている機器はどのようなものですか。

A 太陽光発電システムの対象経費に含めることができる機器は右図のとおりです。

この他に架台、配線、工事消耗品、工事費(荷揚げ・足場など)などが含まれますが、諸経費、申請代行費、旅費、竣工立会費は対象外です。

対象経費に含めることができるかご不明な場合は、環境課までお問合わせください。



Q 住宅の屋根ではなく倉庫に太陽光発電システムを設置したい。

A 同一敷地内にあり、生活を営むうえで一体として使用されている付属家屋などに設置する場合は、屋根に限らず対象となります。ただし、生計を一にしない世帯の者が所有する付属家屋などへの設置は対象になりません。また、農地への設置は例外を除き認められませんので農業委員会に相談してください。

Q 「おひさまソーラーネット帯広」はどのような制度ですか。

A 太陽光発電システムの設置により、各家庭で削減された二酸化炭素排出量を取りまとめて国から認証を受けることで、排出削減活動に利用したい企業へ売却することができ、売却益を帯広市の環境保全に活用させていただき取り組みです。帯広市のホームページから「おひさまソーラーネット」と検索して詳しい情報をご覧ください。

Q 単身赴任中の夫に代わり妻が申請することはできますか。

A 当該住宅に住んでいるご家族の方が申請者となられても問題ありませんが、契約書名義、電力受給契約名義等申請及び完了報告時にご提出いただく書類の名義を全て統一していただくことになります。

Q 1階が店舗、2階が住宅の場合は、貸付金の対象になりますか。

A 設置をする太陽光発電システムで発電する電気を自ら居住する住宅で使用する場合に対象となります。なお、申請者と電気の購入に係る電力会社との契約者及び、太陽光発電システムからの電気に係る電力会社との受給契約者が同一である必要があることに留意し、申請してください。

Q 申請時点で帯広市外に居住している場合、税金の完納証明(承諾書)はどちらの自治体分が必要ですか。

A 申請時点で帯広市外にお住まいの方でも、帯広市に資産を所有している場合や以前帯広市にお住まいで住民税の納付が完了していない場合などは、帯広市から課税されている可能性があります。そのため、同じように課税状況・納付状況を確認する必要がありますので、帯広市の完納証明または税情報確認承諾書を提出してください。(帯広市以外の自治体の完納証明または税情報確認承諾書は必要ありません)なお、貸付申請書(様式1)で市が個人情報を取得することに同意した場合、環境課が代行して照会しますので両書類いずれも提出する必要はありません。

Q 申請時に居住予定地の住居表示が決まっていますが、どのように記入すればよいでしょうか。

A 地番・街区番号等分かる範囲で記載してください。あわせて建設予定地がわかる位置図(地図)を提出してください。

Q 申請書提出後、設置住所に転居するまで仮住まいに住民票を異動しました。報告する必要はありますか。

A 申請書の提出後、完了報告書の提出までに住民票を異動された場合は、住民票のご提出が必要となる場合がありますので、環境課までご連絡ください。

Q ある金融機関で審査を受けて対象外となったが、別の金融機関で再度審査を受けることは可能ですか。

A 可能です。審査内容は金融機関によって異なりますので1箇所が対象外でも別の金融機関では対象外とは限りません。金融機関を変えて審査に行かれる場合、お手数ですが環境課までご報告ください。

Q 貸付金の繰上げ返済は可能ですか。

A 全額繰上げ返済は可能ですが、一部繰上げ返済には対応しておりません。

Q 申請時の設置住所は地番だったが、完了報告時は地番と住居表示のどちらを記入すればよいでしょうか。

A 申請時に設置住所の住居表示が決まっていない場合は「地番」を記入していただいておりますが、完了報告時までには住居表示が決まり住民票には住居表示が登録されます。完了報告書には住民票に登録された住所をご記入ください。

Q 申請を取り下げたいのですが、手続きは必要ですか。

A 決定通知前に取り下げる場合は「辞退届」、決定通知後に取り下げる場合は「中止届」のご提出が必要です。ホームページより用紙をダウンロードいただけます。ダウンロードできない場合は環境課からお送りしますのでお問い合わせください。

Q 申請書類に不備がある場合でも受け取ってもらえますか。

A 申請書類に不備がある場合は受理できません。募集枠が残り少ない場合は込み合う可能性がありますので、再度ご用意いただく間に受付が終了すること考えられます。提出書類を再度ご確認いただき、余裕をもってご提出ください。（予約や受付終了直前の個別のご連絡は行っておりません）

Q マンションへの設置は対象になりますか。

A 入居者が設置を希望される場合は、建物の所有者に承諾を得た上で設置し、申請者自身の居住空間のみで使用する場合は対象になりますが、機器の適正管理義務をご確認のうえご確認ください。（P10参考）賃貸マンションのオーナーが設置する場合は、自身の居住空間以外の居室、共用部分などで使用する場合は対象になりません。

Q 契約書の代わりに請け書をもらいました。これは契約書の代わりになりますか。

A 契約書の代わりに請け書をご提出いただくことも可能ですが、発注書と請け書をセットにしてご提出ください。

Q 貸付申請書の提出時に印鑑証明は必要ですか。

A 印鑑証明は必要ありません。申請書に押印していただくご印鑑は、申請者が所有しているものであれば実印以外でも構いません。

Q 太陽光発電システム等を設置するためにFIT契約(固定価格買取制度)をする必要がありますか。

A 帯広市の貸付金は「低圧配電線と逆潮流有りで連携し、電力会社と電力受給契約を締結できる」ことが条件です。そのためFIT契約は必須ではありません。

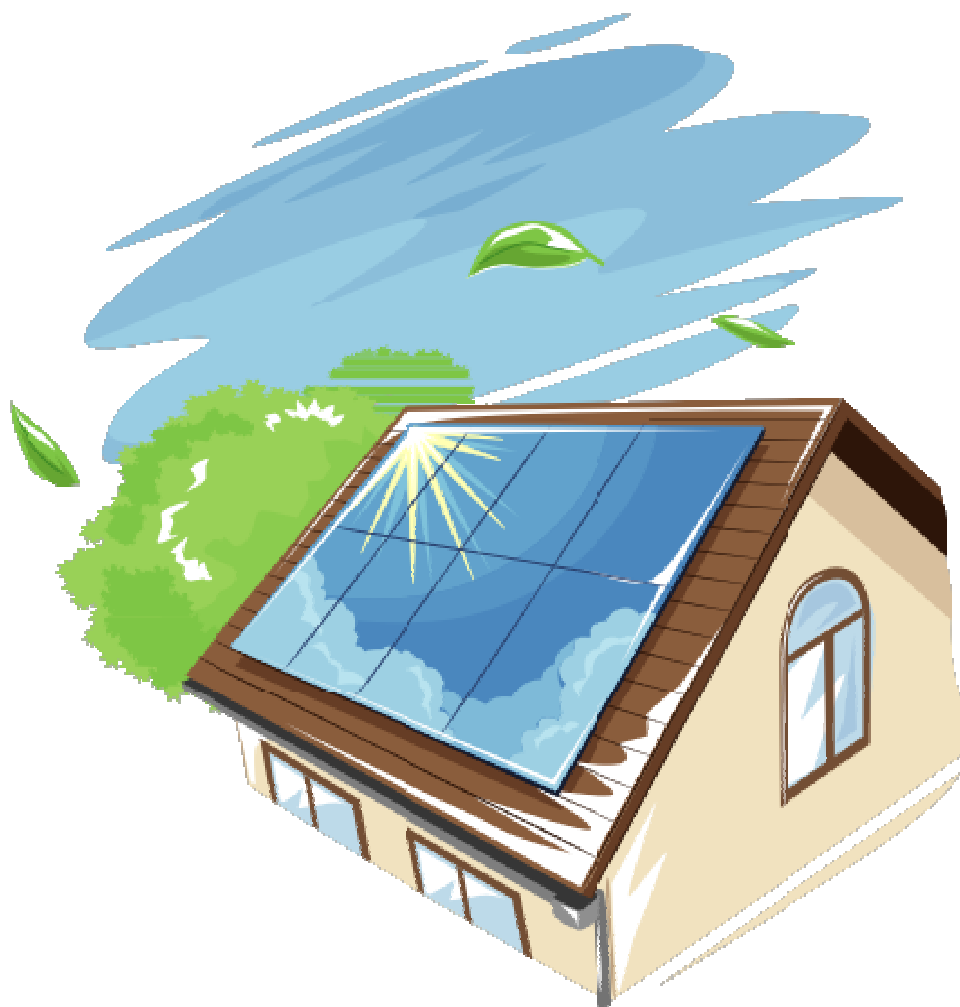
Q 完了報告に必要な【電力受給に関する契約及び受給開始が確認できる書類】とはなんのことですか。

A FIT契約を締結済みの方は、「系統連系に係る契約のご案内」と「電力購入に係る契約のご案内」の両方をご提出ください。FITの申請は終わっていて既に発電も行われているが書類がまだ手元に届かない場合は「電力購入に係る契約のご案内」の代わりに「運転開始のお知らせ」を提出してください。FIT契約をされない方は「電力受給開始のお知らせ」と「照会事項に対するご回答」の両方をご提出ください。

提出書類 契約状態	系統連系に係る 契約のご案内	電力購入に係る 契約のご案内	運転開始の お知らせ※	電力受給開始 のお知らせ	照会事項に 対するご回答※
FIT契約済	○	○			
FIT申請中	○		○		
FIT契約なし				○	○

※「運転開始のお知らせ」と「照会事項に対するご回答」は電力会社へ依頼しなければ発行されません。「照会事項に対するご回答」に関しては照会内容に「低圧配電線と逆潮流有りで連携する契約の有無」と「最大受電電力」を追加の上依頼してください。

This image shows a blank sheet of white paper with horizontal ruling lines. The lines are evenly spaced and run across the width of the page. There are no margins, text, or other markings on the paper.



帯広市 都市環境部 環境室 環境課

〒080-8670 北海道帯広市西 5 条南 7 丁目 1 番地
TEL : 0155-65-4135 (直通) FAX : 0155-23-0159
E-mail : environment@city.obihiro.hokkaido.jp